

令和2年12月25日

第30回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第30回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和2年12月25日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による申請取下について
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による届出について
- 議案第6号 農用地あっせん申出について
- 議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 圭 司
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

18 番 野 元 辰 雄

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	<p>全員，ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第30回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「13番委員」と「14番委員」を指名いたします。</p> <p>早速，議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については，お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第2号農地法第5条の規定による申請取下についてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>本案件は，令和2年7月27日開催の第25回農業委員会議案第5号7番で申請があり，一般住宅への転用として許可承認されましたが，自然公園法と同時許可案件であったことから，許可書の交付を保留しておりました。</p> <p>その後，自然公園法の許可条件を満たすためには，建築面積を当初の予定より小さくしなければならなかったことがわかったため，今回の転用計画は廃止することとし，取下申請があったものです。</p> <p>以上，報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。</p>

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の4ページをお開きください。

今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、6件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

なお、3番については、譲渡人が[]に居住しており農業をしないため、安くても手放したいとのことからこの金額で合意されたようです。

また、5番と6番については親から子への贈与です。

以下については、お目通しください。

今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

6番について贈与税の対象になると思いますが、承知しているのでしょうか。

事務局

贈与税のことも説明しましたが、承知しているとのことでした。

8番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の7ページから38ページまでの111件で、うち新規が108件、再設定が3件となっております。

また、農地中間管理機構に貸し付ける3件と農地中間管理機構から借り受ける4件は重複しています。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、番号39について、貸人の代表者は亡くなっておりませんが、息子が誓約書を提出しております。また、法人登記簿でも確認しましたが、代表者はそのままでしたので、議案書も登記簿どおり掲載しております。

なお、38ページの総合計は220筆、24万9,726㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、217筆、24万1,373㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、8番委員の退席を求めます。

(8番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の3番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、9番委員の退席を求めます。

(9番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議長

委員
議長

委員
議長

委員

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、利用権設定分の4番についてご審議願います。
これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、29番委員の退席を求めます。
(29番委員の退席確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(9番委員、29番委員の復席確認)
次に、利用権設定分の5番から9ページ9番までをご審議願います。
これにつきましても、会議規則第25条の規定により、11番委員の退席を求めます。
(11番委員の退席確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(11番委員の復席確認)
次に、利用権設定分の10番について、ご審議願います。
これにつきましても、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。
(12番委員の退席確認)

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(12番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の11番と12番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の11番と12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の11番と12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の13番から10ページ16番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、28番委員の退席を求めます。

(28番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の13番から16番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から16番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(28番委員の復席確認)

委員
議長

次に、利用権設定分の17番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の17番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の18番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。

(37番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員
議長

議案第1号のうち、利用権設定分の18番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の18番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(37番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の19番から14ページ28番までは、新規就農者3名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、各担当委員によります個別報告とはせず、事務局によります一括報告に変更して進行いたします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから3ページに掲載していますので、あわせてご覧ください。

まず、19番、21番につきましては、会長と20番委員に調査を行

っていただきました。

申請人は、以前は、会社に勤めていましたが、妻の実家が指宿で農業を営んでおり、去年8月から農作業を手伝っており、本格的に農業に取り組むことにしました。

農機具等は義父のものを使用し、栽培技術・農機具等の操作については義父の元で1年程度農業を手伝っていたため問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に一人で、繁忙期には妻や義父に手伝いをもらうとのことです。

現在は、露地でオクラとスナップえんどうを作っていますが、今後は降灰対策事業を活用し、オクラなどのハウス栽培を行いたいと考えているとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、22番について、調査は4番委員と23番委員に行っていただきました。

申請人は会社員として仕事をしていましたが、友人の勧めもあり、定年退職をきっかけに、4年前農業を始めました。

農機具等は友人のものを使用しており、今後は中古を購入予定です。

栽培技術や農機具等の操作については、4年程農業をしているため問題ありません。

作業に従事するのは基本的に一人で、繁忙期には友人や妻に手伝ってもらうとのことです。

オクラの販売高のほか、年金や退職金で生活をしていくとのことです。

なお、営農計画書は資料の2ページになります。

次に、23番から28番について、調査は10番委員と30番委員に行っていただきました。

申請人は運送の仕事をしていましたが、畑仕事が好きで数年前に就農しました。

農機具等は所有しており、栽培技術や農機具等の操作については、友人に教わりながら数年農業をしているため問題ありません。

作業に従事するのは基本的に妻と二人とのことです。

将来はオクラを20aに増やしたいと考えているとのことです。

なお、営農計画書は資料の3ページになります。

以上で報告を終わります。

ただいま事務局からの報告のとおりでございます。

議長

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の19番から28番までをご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

19番委員 19番と20番は同じ人ですが、農地中間管理事業を使うものと使わないものがあるのはなぜですか。

事務局 この借人については、農業次世代の給付金を活用することになっており、その給付金の項目の中で中間管理事業を活用する要件があるため1筆については中間管理事業を利用しようとするものです。

19番委員 全筆、農地中間管理事業を利用するべきではないかと思いますが。どうですか。

事務局 事務局でもそのように勧めましたが、貸人、借人の希望によりこのような形になっております。

19番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分19番から28番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の19番から28番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定分の29番から38ページ111番までは、一括審議いたします。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員 38番ですが、賃借料が非常に安い理由は何かあるのですか。

4番委員 形が不整形で作業がやりにくいため、この金額になっているようです。

8番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の29番から111番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の29番から111番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

12月10日の転用調査時に、私と、2番、31番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から9番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番は売買、5番、6番、8番は親族からの贈与、7番と9番は知人からの贈与による申請でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから30ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、事業目的は、飼料仮置き場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ800m行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路及び畑、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおり、所有牛舎に近い申請地に、飼料収穫後、ロールするまでの仮置き場を整備するもので、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号のうち、用途区分変更申出についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号のうち、用途区分変更申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更申出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外）申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、事業目的は一般住宅です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ610m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は市道、北は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、事業目的は一般住宅です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ230m行った農用地区域内農地で、東と北は農道、西は畑、南は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、妻の父が所有する申請地に、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号除外申出についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号の一部計画変更除外申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の一部計画変更除外申出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、倉庫です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ180m行った農地で、東と北は宅地、西は国道、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、中古車販売業を営んでおり、住宅兼修理工場に近い申請地を取得し、修理工具等を保管するための倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周囲に農地はなく、隣接地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、園庭及び駐車場です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ115m行った農地で、東は公衆用道路、西は宅地及び畑、南は雑種地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、診療所や介護事業所を運営する法人であり、経営する介護施設に隣接する申請地を取得し、園庭及び駐車場を整備するものですが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

申請地は、長い間相続人の存在が不明でしたが、裁判所への手続きを経て、このたび相続人不存在と確定し、時効取得による所有権移転登記がなされた農地であります。

そのため、今回、追認で許可を得ようとするものです。

なお、隣接する雑種地と一体利用し、総面積は768.25㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ235m行った農地で、東は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、[]で土木・建設業を営む法人ですが、指宿市内での業務が増えてきており、資材運搬などの効率をあげるため、今回、申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地はなく、構造物の建設もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ510m行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は夫婦で、現在借家住まいであることから、今回、夫の父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅兼店舗です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ120m行った農地で、東と南は雑種地、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることと、美容師をしていることから、今回、申請地を取得し、一般住宅兼店舗を建築する計画です。

しのとおりです。転用目的は駐車場です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ120m行った農地で、東と北は畑、西は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。

計画概要につきましては、240㎡のうち19.5㎡を農業用施設用地として利用する計画ですが、現況からも周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席確認)

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の47ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出5件、貸付申出2件でございます。

なお、4番について内容は売渡と記載していますが、条件欄に記載のとおり5筆のうち2筆は貸付となっております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。
また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の39ページ以降に掲載しています。
続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は50ページになります。
今月は、借受申出3件でございます。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局の説明のとおりであります。
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長 　　「なし」の声あり。

事務局 　　このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
売渡・貸付から申し上げますので、議案書の47ページをお開きください。

番号1は33番委員と13番委員。
番号2は37番委員と17番委員。
番号3は27番委員と1番委員。
番号4は27番委員と8番委員と18番委員。
番号5は7番委員と26番委員。
番号6は4番委員と23番委員。
番号7は16番委員と2番委員。
引き続き、買受・借受希望について申し上げます。
番号1は20番委員と1番委員。
番号2は35番委員と15番委員。
番号3は23番委員と4番委員。
以上、事務局案として提案いたします。
皆様のご審議をお願いいたします。
なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した委員のいずれかに配布しておりますので、協力してあっせん活動を行ってください。

議長 　　ただいま、事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

2番委員 　　7番ですが、797番2と797番3は現在ハウスがあります。貸付

事務局

の時はその中の品物は片づけられるのでしょうか。

確認しておりませんが、そのようなこともあつせん活動の中で本人から聞き取りしていただいて、対応をお願いしたいと思います。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は51ページから53ページになります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、47筆3万4,821㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにご覧いませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。54ページをご覧ください。

その他（議案書54ページを参照して説明）

1. 12月の行事報告

2. 1月の行事予定等

3. その他

(1) 活動日誌の提出について

(2) 人・農地プラン推進研修会について

(3) 農業者年金加入推進について

議長

ほかにご覧いませんか。

8番委員

サツマイモ基腐病とミカンコミバエの現状と、何か支援策があれば教えていただきたいです。農家の方からよく問い合わせがあります。

事務局

農産技術課が対応しておりますので、今のお話をお繋ぎしておきます。

議長

ほかにご覧いませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第30回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時25分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員13番委員

議事録署名委員14番委員